

会津若松市新斎場整備運営事業 実施方針等に関する意見交換会への回答

- ・「会津若松市新斎場整備運営事業」の実施方針等について、令和8年5月11日までに寄せられた意見交換会の議題への回答を公表します。
- ・議題は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・各議題への回答は、現時点での会津若松市の考え方を示したものです。実施方針等の内容について加筆・修正等を行う場合は、適宜、修正版等を提示し、最終的には、募集要項等で提示しますのでご注意ください。
- ・対話者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和8年6月23日

福島県会津若松市

■ 実施方針等に関する意見交換会の議題への回答

No.	議題・確認したい内容	背景・趣旨	対話を踏まえた回答
1	・基本計画の建設工事費、設計費の算出根拠 ・基本計画からの物価上昇分の反映	資材価格の高騰、労務単価の上昇、設備機器の価格変動、工期の長期化、技術者単価の上昇、等の各種要因への対策が必要ではないか。	事業費に関する質問には具体的に回答することはできませんが、先行事例や国交省公表資料などを参照して、多角的な視点から事業費を算定しています。加えて、基本計画段階の事業費から、事業条件見直しによる精査を行うとともに、物価上昇分を適切に反映したものとしています。
2	概算事業費について	資料に事業記載がないため。	実施方針等に関する意見交換会の議題への回答No.1を参照してください。
3	・実施方針【別紙4】リスク分担表 物価変動 ※2 一定割合は事業者の負担	原則、全て市の負担ではないか。 一定割合とはどの程度なのか。	具体的な内容は募集公告時にお示します。
4	物価変動の事業者負担費用について	一定割合は事業者の負担とありますが、具体的にはどの程度なのか。	具体的な内容は募集公告時にお示します。
5	ローリング計画について	既設斎場の運営を行いながら工事を進めるにあたり、工事と運営の動線分離が難しい計画となるため、計画内容の詳細をお聞かせいただきたい。	要求水準書14ページ 3 (1)基本的な土地利用計画に示すとおり、工事の段階に応じて適切な工事範囲を事業者にて設定いただくこととしています。現時点では、新斎場の引き渡し後、現斎場の解体撤去を行い、現斎場跡地及び現駐車場を含む事業用地内を本施設の外構として一体的に整備することを想定しています。具体的なローリング計画は事業者にて提案してください。
6	平面・階層計画について	新設用地南側の民家への対応に関する留意点や取り決めなどの条件を確認させていただきたい。	現時点で具体的な条件はありませんが、要求水準書に示すとおり、日影の影響や圧迫感等を最小化する工夫を行うとともに、日照や眺望など良好な住環境を阻害しないよう配慮してください。また、工事期間中の近隣への安全対策については万全を期して、騒音、振動、光害、風害、電波障害、臭気、粉塵、大気・水質汚染、交通渋滞などの周辺環境への影響をできるだけ抑えるようにしてください。加えて、工事着手前及び工事完了後に周辺家屋調査を実施して、近隣家屋への影響の有無を確認してください。
7	施工期間の設計者の対応	設計意図伝達を着工時に行った以降は、設計者は基本的に関わらないでよいか。	設計意図伝達業務は、着工時だけでなく工事施工段階においても実施いただく必要があると考えています。
8	予約システム・運営支援システムについて	現在使用しているシステムの仕様等、情報を開示していただく事により円滑に進めるため。	現在予約システム・運営支援システムは活用しておりません。
9	運営業務内容について	要求水準書案で示されている販売業務をはじめ、諸々の詳細内容の確認をさせていただきたい。	要求水準書73ページ 8 (1)業務概要に示すとおり、販売業務として、飲料・菓子などを提供する自動販売機1台以上の設置を求めています。ただし要求水準を満たすことを前提として、これ以上の提案を妨げるものではありません。